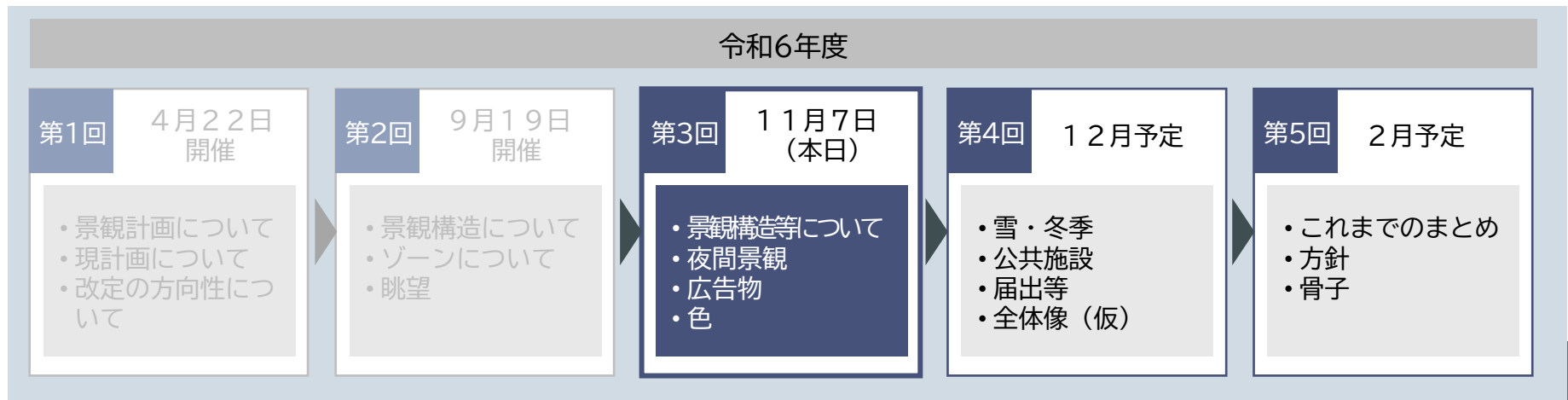


札幌市景観計画の改定について

議事資料の構成

- 1 振り返り(審議会での委員意見)
- 2 改定の方方向性と本日の審議事項
- 3 景観構造等について(前回のご意見を受けて)
- 4 「夜間景観」について
- 5 「広告物」について
- 6 「色」について

(参考) 4～5の参考資料



1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第2回審議会では、景観構造・ゾーン、眺望の取組についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
総論	景観にアプローチしていく上で、景観は文化をつくるのだということを積極的に打ち出していくことが大事だと考える。一定規模以上の建築物は地域にとって資源であり、文化を作っていく責任もあると考えられる。この認識をもって景観誘導を図っていくことが根源にあると思う。	「景観」はまちづくりの根底にある「作法」であると考えます。景観計画中のわかりやすい表現について、検討してまいります。
総論	考え方の視点（コンセプト、姿勢を含め）、市としての方向性をわかりやすく示すことが大切と考える。	
総論	札幌市の「景観」「脱炭素化」「経済」の関係性についての理解を進めていくことで「景観」側からの向き合い方を考えたい。	本計画の改定は各計画との整合を図りながら検討をしてまいります。
景観構造	整理の方向性に大きな異論はない。ただ、単に景観特性を組み替えるだけではバージョンアップにはならないので、このような整理によって新しい視点があることが大切。重要な点なのでぜひ考えていただきたい。景観特性の再整理にあたって新たな分類・視点はなかったか。	時間軸、変化の流れという視点で整理し、景観の土台となる部分と変化していく部分を可視化したという整理で進めてまいります。（変わらない・尊重していく部分と誘導していく部分の整理）
	「地形・自然」「都市の成り立ち」は超長期的に大切にしていく視点であり、「街並み」「活動・営み」は5～10年スパンで検討を重ねていく視点になっている。このような視点ごとに分けて考えても良いと思う。	
	「都市の成り立ち」「活動・営み」の抽象度が高いと思うので、もう少し具体性を上げたほうが良いと思う。具体的には、「都市の成り立ち」はどのスパンでの時代を指しているのか、「活動・営み」も歴史的な文化・ライフスタイルや人々の多様性などの検討があった方が良い。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。具体的な方向性については検討を継続いたします。
	景観特性の整理の結果、都市経過の捉え方や方策の説明がわかりやすくなったという実効性が必要であり、必要に応じて立ち返りながら検討していくことも必要である	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。
	検討にあたっては、景観構造の捉え方と手法的なアプローチとを分けて表現していく必要がある。	表現の整理を行います。
	大きな方向性に異論はないが、景観特性の整理にあたって小項目を減らさなくても良いのではと思う。	表現の整理を行います。
	景観特性の分類に「街並み」という単語が2度でてくる。	表現の整理を行います。
	4-01の図が景観特性の整理（案）は見やすい。（3-02）は反転していて、見にくさがあった。	表現の整理を行います。
	ゾーン検討は「地形」×「都市計画」から設定されている。 また大規模建築物の景観誘導に際してのゾーン検討は「地形」「街並み」と記載があるため「都市計画」＝「街並み」とみえるが、構造の整理においての「街並み」はもう少し広くとらえて整理されていくのか。	表現の整理を行います。
	「活動・営み」が景観にどう影響するのかかわかりにくい。	「活動・営み」と景観のつながりについて表現の整理を行ってまいります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第2回審議会では、景観構造・ゾーン、眺望の取組についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
ゾーン	景観構造を整理するための景観特性の4つの項目とゾーニングの繋がりについて説明が欲しい。	3-5にてご説明します。
	ゾーニングの意図は大規模建築物の景観誘導のためであることを意識しないと、話が混乱する可能性がある。一方で、ゾーン基準の検討にあたっては、同じゾーンの中でも景観特性を捉えた誘導方向の整理が必要と考える。	基準の検討にあたり、ご意見の内容を参考にいたします。
	都市構造の成り立ちを考えるうえで容積率によるゾーン分けは最適ではないのではないかと。道路に沿った線形の景観を意識してほしい。	ゾーン設定は大規模建築物の景観誘導を目的としていることから、規模に影響する容積率を参考にしております。基準の検討にあたり、ご意見の内容を参考にいたします。
	ゾーン間の線引きはどう行う予定か。景観的な特徴は平地よりも丘陵地や山麓の方ががあるので、ゾーン③寄りに整理する方向で検討した方が良かった。	ご意見を参考に引き続き検討してまいります。
	都市計画マスタープランの中で、「複合型高度利用市街地」と「住宅地・郊外住宅地」は目指す方向性を異にしているので、これらをまとめてゾーン設定をすることに違和感がある。札幌市の都市計画と齟齬がうまれるのではないかと。	「複合型高度利用市街地」か否かの分類以上に「地形」での分類の方が景観誘導への効果があると考えます。ゾーンの中での基準にも濃淡をつけていく部分について、検討させていただきます。
	都市計画マスタープランや立地適正化計画においてエリアを分けている部分は札幌市の都市空間や拠点のビジョンとして要になる部分だと思う。それらの部分ごとの景観のビジョンを定めていくことで全体の計画と整合性が図れるのではないかと。	
眺望	眺望点として夜間や冬季になると物理的に変化がある。現時点で何か考えはあるか。	眺望、夜景、冬についてはそれぞれ関連があり、整合を取りながら検討してまいります。(今回の審議会では夜景を議論)
	重要眺望としたものについて、眺望のコントロールをどうしていく考えか。高さ制限以外の都市のシルエットのあり方について考えていくのか。	現時点では景観プレ・アドバイスによる誘導を考えております。協議の中で、配慮や工夫について、対話により理解を得ていく考えです。
	視点場の選出方法を確認したい。視点場の設定が現行基準を変更することにどのようにつながるのか。地域から愛着のある視点場が拾えているのか懸念している。	本市の各種計画や過去に実施した調査結果などから選出しています。取組を進める中で判明した視点場は次期以降の景観計画改定時などに追加するなど検討してまいります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第2回審議会では、景観構造・ゾーン、眺望の取組についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
届出・協議	景観プレ・アドバイスについて過去の案件についてレビューを整理し、山並みの調和という点での効力を検証するべきではないか。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。(次回以降の審議会で議論)
届出・協議	景観計画の実行性が大事であり、景観プレ・アドバイスの強制力についても法的な強制力が無いのであればそれ以外の方法も検討する必要があるのではないか。	
景観まちづくり	地域ごとの景観まちづくりの推進の取組についてのレビューを行い、成果や不十分な部分を洗い出したうえで検討を進めてはどうか。	レビューを踏まえ方向性を提案してまいります。
普及啓発	ゾーンによる基準の追加については事業者や設計士への勉強会を行うなど理解を深める取組もしっかり行う必要があると考える。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。(次回以降の審議会で議論)
普及啓発	「景観資源の登録」「ガイドライン」「まち本」などわかりやすい活動はされているが、周知されていないと感じる場面がある。特にホームページはわかりづらく、印刷ありきの作りで情報までが遠いと感じる。	情報の「見やすさ」「たどりつきやすさ」を意識してまいります。

- 第1回審議会のご意見(今回の議題の関係分を記載)

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
総論	目指す姿の共有が大切であると考えている。	景観形成の方針の設定にあたり、目指す姿がわかりやすい表現となるよう検討します。
	札幌の目指すべき景観像を具体的に記述できるのであれば明確にすることで、その目標像を実現するために基準に頼るのか、あるいは協議という場に頼るのか、また別の仕組みにするのかが見えてくる可能性もあると考えられる。	
	基準だけを明確にすると、この基準を満たしているからいいでしょうというやり取りで終わってしまうということを他の景観行政団体では生じている。	誘導の方向性の検討にあたり、「配慮」「創出」「普及」のどれを目指すのか明示していきます。
夜間景観	景観阻害要因を回避するという課題と札幌らしさを高めていく意味での景観創造という課題と少し切り分けて制度の運用の仕方を考えていく必要があると感じている。景観創造の取組は、ゾーンという概念や夜間景観・冬というキーワードを出しつつ基準強化とは別の方向で仕組みを考えていく必要がある。	
	世界遺産のある都市や旧市街地を持っている先進諸国は夜間景観などの取組を戦略的に実施している。国際的な視点での取組や事例なども参考にしながら検討してはどうか。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。 (今回の審議会で議論)
屋外広告物	ダークスカイの扱いも検討してはどうか。	
	屋外広告物設置後の運用をどうコントロールしていくのかも課題と考える。	

2 改定の方角性と本日議事事項



→主な検討事項



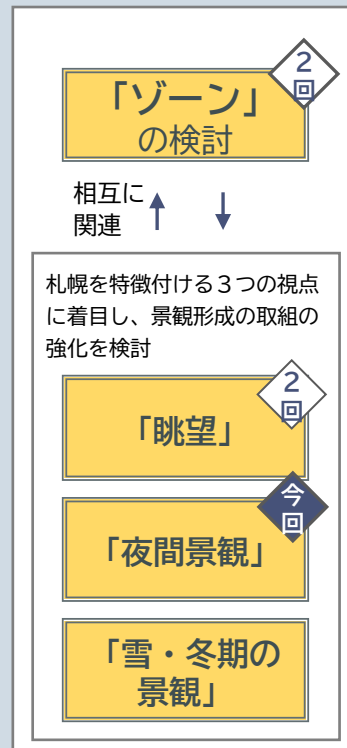
→第2回の審議事項



→本日の審議事項

■新たな視点を踏まえた施策の検討

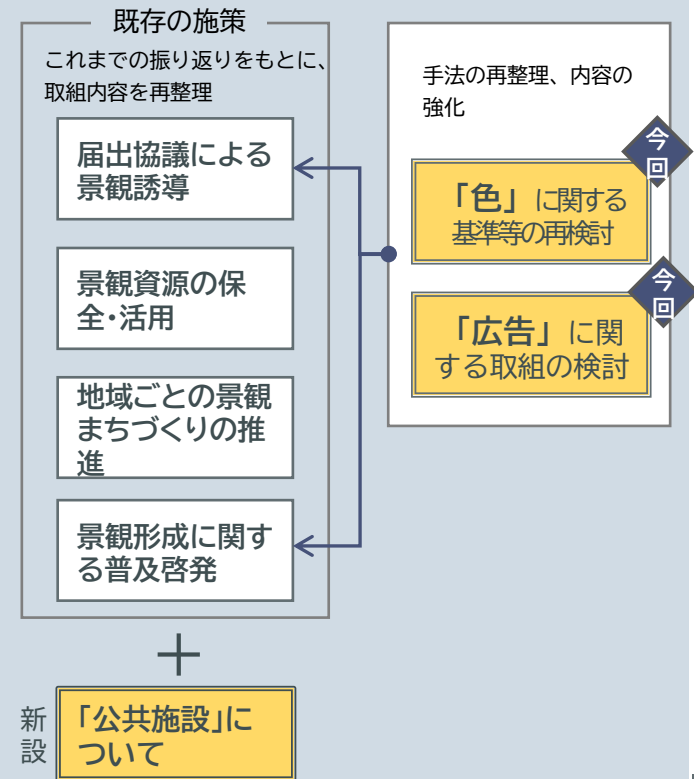
改定計画では、景観の捉え方を改めて整理し、新たな視点も加えて、景観形成の方針、基準の整理や施策の拡充を行うことで、札幌らしさをより感じられる景観形成を目指す。



施策、
基準への
反映

■各施策に関する検討

現計画に基づく取組を進めるなかで、各施策の運用面での課題が見えてきたことから、改定計画では、手法の再整理や、内容の強化を検討し、施策の充実を図る。



※ わかりやすい表現とするため、以降は景観特性を「景観の特徴」に、景観構造を「景観の捉え方」に置き換える。

3 景観構造等について(前回のご意見を受けて)

景観の特徴の整理について

現在の景観計画における景観特性の整理

人(暮らし)

- 札幌の歴史と人の気質
- 文化・ライフスタイル
- 都市機能・産業

都市

- これまでの都市づくりと街並みの特徴
- 道路等

自然

- 位置と気候
- 地形
- 植生等
- 公園緑地等
- 水辺・河川



新・景観計画における景観の特徴の整理(案)

活動・営み

- 文化芸術
- 四季折々のイベント

街並み

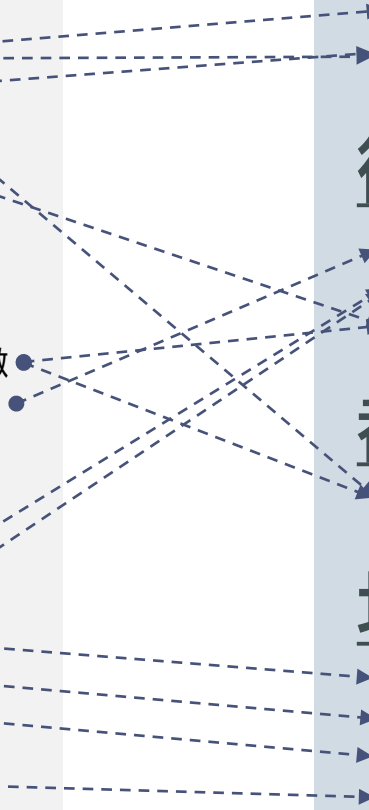
- 道路等
- 公園緑地等(河川等を含む)
- 建築物等(仮)

都市の成り立ち

- これまでの都市づくり

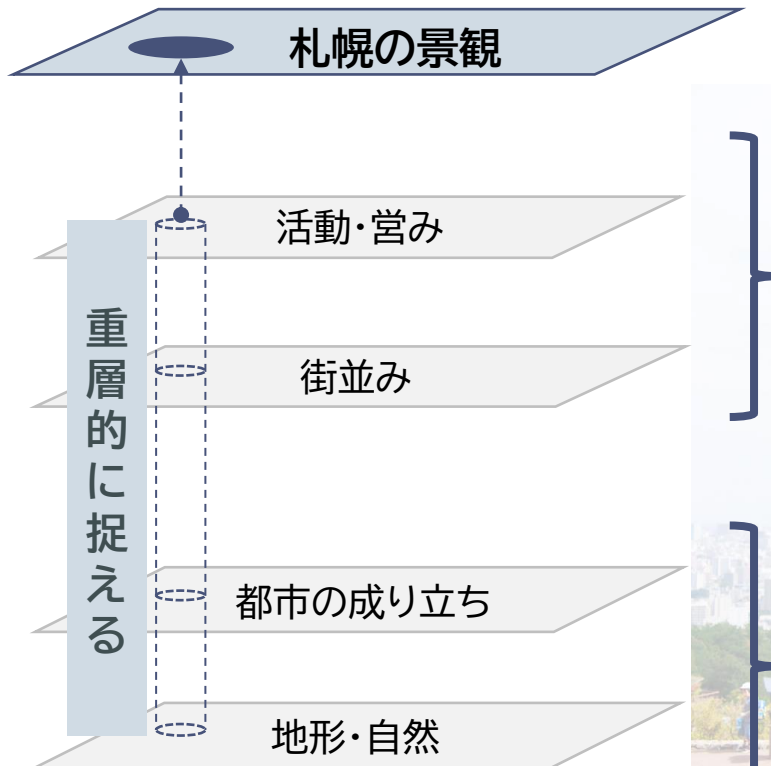
地形・自然

- 位置と気候
- 地形
- 植生等
- 水辺等



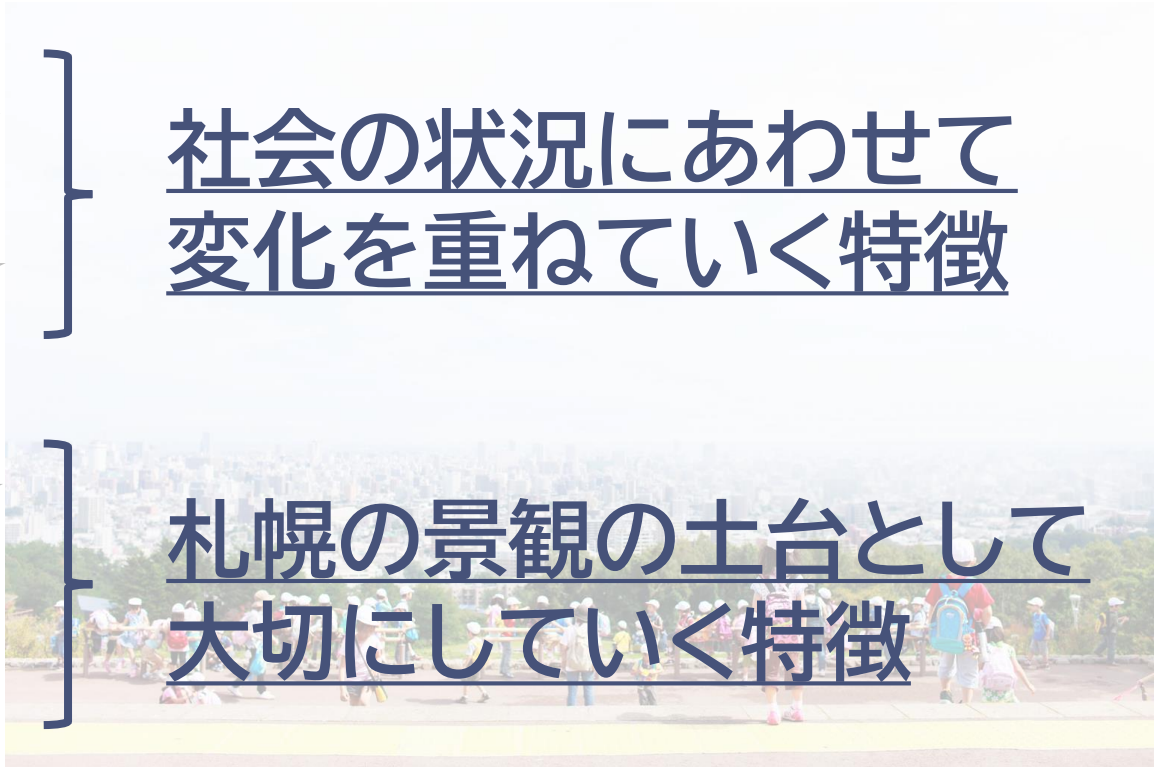
3 景観構造等について(前回のご意見を受けて)

景観の特徴の再整理による新たな視点



社会の状況にあわせて
変化を重ねていく特徴

札幌の景観の土台として
大切にしていきたい特徴



3 景観構造等について(前回のご意見を受けて)

景観の特徴の具体化について(第3回審議会以降も継続検討)

新・景観計画における景観の特徴の整理(案)

活動・営み

- ・ 文化芸術
- ・ 四季折々のイベント

街並み

- ・ 道路等
- ・ 公園緑地等(河川等を含む)
- ・ 建築物等(仮)

都市の成り立ち

- ・ これまでの都市づくり

地形・自然

- ・ 位置と気候
- ・ 地形
- ・ 植生等
- ・ 水辺等

「活動・営み」の整理の方向性

- ・ 現在の景観計画の「文化・ライフスタイル」に包含されている「文化芸術」「四季折々のイベント」を小項目とし、札幌らしい景観の特徴を記載する方向とする。
- ・ 小項目としない活動・営みも柔軟に捉えられるようリード文を差し込む等、本書に記載する内容・表現は今後検討を深める。

「街並み」の整理の方向性

- ・ インフラとしての側面が強い公園緑地等及び道路等並びに建築物等が一体となって市街地の景観をつくっていることを意識し、「街並み」のグループに整理
- ・ 内容は次期都市計画マスタープランの検討を踏まえ、公園緑地等は「第4次札幌市みどりの基本計画(令和2年3月)」「生物多様性さっぽろビジョン(令和6年3月)」との整合を意識

3 景観構造等について(前回のご意見を受けて)

景観の特徴の具体化について(第3回審議会以降も継続検討)

新・景観計画における景観の特徴の整理(案)

活動・営み

- ・ 文化芸術
- ・ 四季折々のイベント

街並み

- ・ 道路等
- ・ 公園緑地等(河川等を含む)
- ・ 建築物等(仮)

都市の成り立ち

- ・ これまでの都市づくり

地形・自然

- ・ 位置と気候
- ・ 地形
- ・ 植生等
- ・ 水辺等

「都市の成り立ち」の整理の方向性

- ・ 札幌の都市づくりの歴史は、豊平川扇状地に規則正しい区画と格子状街路を描くことから始まっており、現在ものその特徴が残されていることなどを記載
- ・ 札幌の景観をつくってきた大切な特徴として地域の発展を支えた産業の遺構(平岸のりんご蔵や石山などにある札幌軟石の倉庫等)などがあることについて記載することを検討
- ・ 現在の景観計画の内容を踏襲し、明治2年の国による新たな都市づくり、戦前、戦後、政令指定都市移行後、都市計画マスタープラン策定後の大きく5つに分け記載する想定だが、記載内容は都市計画マスタープランに掲載をする内容と調整する。

「地形・自然」の整理の方向性

- ・ 札幌の景観の土台となっている景観の特徴を「地形・自然」のグループに整理
- ・ 関連計画である「第4次札幌市みどりの基本計画(令和2年3月)」
「生物多様性さっぽろビジョン(令和6年3月)」との整合を意識
- ・ 本文は時点更新を基本とし、必要に応じて表現の修正を図る想定

3 景観構造等について(前回のご意見を受けて)

景観の特徴とゾーンのつながりについて

- ・ゾーン設定とゾーン基準の考え方

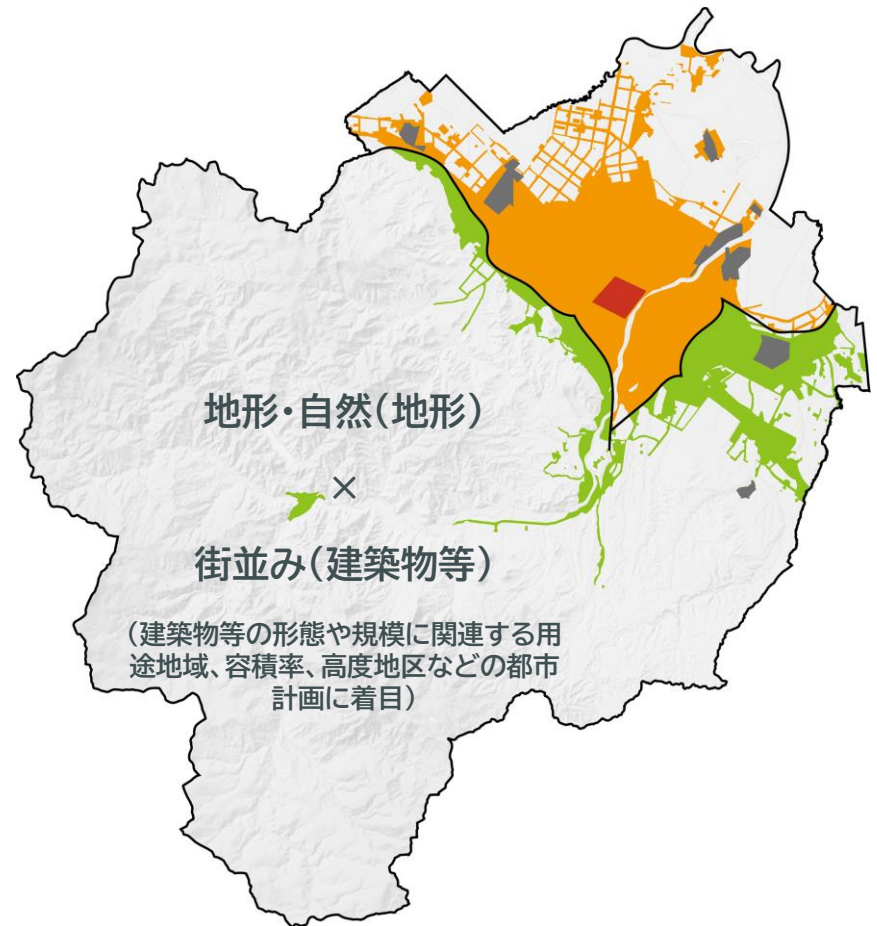
ゾーン設定

大規模建築物等の誘導のためのゾーン設定は、
「景観の特徴」の4つの整理うち
「地形・自然(地形)」と
「街並み(建築物等)」に着目する。

ゾーン基準

大規模建築物等の誘導のためのゾーン基準は、
ゾーンごとに設定する。
同じゾーンの中でも場所ごとの「景観の特徴」
を捉えた誘導ができるよう
基準の表現を検討する。

※景観審議会での議論はR7年度を予定



4 夜間景観について

改定計画で盛り込む事項について

※第1回審議会で提示

<課 題>

- 夜景に対する高い評価を維持・強化することが重要
- 景観計画区域における景観形成基準に「照明」に関する項目はあるが、今後誘導を強化するために夜間景観を構成する要素への言及も必要と考えられる。

<検討の方向>

■夜間景観の特徴を整理



■誘導の方向性の検討

- 価値創造に向けた取組の方向性の整理
- 方針への反映
- 基準への反映や施策の検討

4 夜間景観について

現行計画の夜間景観に関する記載

<第2章>札幌の景観特性

2-3 人(暮らし)(2)文化・ライフスタイル

【四季折々のイベント】

札幌では、年間を通じて多彩なイベントが開催されています。初夏の訪れを告げる「YOSAKOIソーラン祭り」、開放的な雰囲気の中で夏を楽しむ「さっぽろ大通ビアガーデン」、北海道の食を一度に楽しめる「さっぽろオータムフェスト」、幻想的な雰囲気に包まれる「さっぽろホワイトイルミネーション」、そして世界中から多くの観光客が集まる「さっぽろ雪まつり」など、四季折々のイベントが市民や観光客を楽しませています。

<別表>景観形成基準

【景観計画区域】

【建築物】意匠に配慮する－照明

暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。

【大通地区景観計画重点区域】

【建築物】形態

1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。

【札幌駅南口地区景観計画重点区域】

【建築物等】夜間景観

夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。

【札幌駅北口地区景観計画重点区域】

【建築物等】夜間景観

昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。

【札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域】

▶形成方針

2. 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み

2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する

～略～

街並みのにぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと強調しながら夜間景観を演出することが必要である。

▶景観形成基準

ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着いた光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。

4 夜間景観について

夜間景観の特徴整理

- 目指す方向性

本市の夜景は既に高い評価を受けている。
夜景の誘導の方向性は「保全(配慮)」と「創出」に大きく分けられるが、夜景は今あるものを守るということに馴染まず、より魅力的にしていくという方向性が望ましい。

高い評価を得ている札幌の夜間景観を、さらに魅力的にしていくため取組をすすめる

◇藻岩山から



(出典:藻岩山HP)

◇さっぽろテレビ塔から



(出典:札幌観光写真ライブラリー)

4 夜間景観について

夜間景観の特徴整理

・札幌の夜間景観の特徴

夜間景観の取組を検討するにあたっては、本市の夜景が持つ「札幌らしさ」を踏まえて、それをより強化するという視点が大切であると考えられる。

本市は、日本新三大夜景都市に選定されており、その特徴から、本市の夜間景観の「札幌らしさ」を捉えた。また、眺望景観と夜間景観は互いに関連することから、眺望景観の類型検討に沿ったスタディも行った。

①日本新三大夜景都市としての特徴

- ・藻岩山をはじめ、様々な高さから**俯瞰夜景**が楽しめる視点場が多い
- ・日本三大イルミネーションにも認定された**冬の風物詩**「ホワイトイルミネーション」
- ・**夜間イベント**の豊富さ(雪まつり、ビアガーデンなど)

「見晴らし(パノラマ)夜景」

「イベント夜景」に、特徴がある。

<参考> 市で紹介している代表的な夜景スポット

夜景
ス
ポ
ッ
ト

- ・もいわ山山頂展望台(標高531m)
- ・大倉山展望台(307m)
- ・JRタワー展望室T38(160m)
- ・旭山記念公園(137.5m)
- ・さっぽろテレビ塔展望台(90m)
- ・ノルベサ観覧車ノリア(78m)

- ・北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)
- ・札幌市北3条広場(アカプラ)
- ・札幌市時計台
- ・すすきの

イ
ベ
ン
ト

- ・さっぽろホワイトイルミネーション
- ・さっぽろ雪まつり
- ・ミュンヘン・クリスマス市
- ・Jozankei Nature Luminarie
- ・定山溪温泉雪灯路(ゆきとうろ)
- ・白い恋人パークイルミネーション
- ・宮の森フランス教会イルミネーション

4 夜間景観について

夜間景観の特徴整理

- 札幌の夜間景観の特徴

②眺望景観の類型より

- 眺望景観の類型検討と同様に、山地、丘陵地、扇状地、平地の各地点の視点場からの夜間景観から類型を検討(あかりの要素を加え、安全性の理由から視点場に適さないものを除いた。)



「見晴らし(パノラマ)夜景」

「見通し(ビスタ)夜景」

「イベント夜景」に、特徴がある。

[illegible]

- ①②より、

「見晴らし(パノラマ)夜景」「見通し(ビスタ)夜景」「イベント夜景」の3類型について、特徴を整理することとする。

4 夜間景観について

誘導の方向性の検討

・ 特徴と誘導の方向性

■見晴らし(パノラマ)夜景

◆特徴

- ・ 視点場と視対象の距離が近く視認性が高い
- ・ 特徴的なランドマーク等の印象は強くはなく、フラットな夜景が一面に広がる
- ・ 光量は多くはなく落ち着いた街並みの印象がある
- ・ 格子状街路や直線的な道路が際立っている

→ 暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を積み重ねていくことで、全体の魅力向上に繋がると考えられる。

また、まぶしく不快な光(グレア)など阻害要因となる照明等を抑制することで、光の密度の差による場所の認識を促すとともに、夜間景観の魅力向上が期待できる。

→ 街路灯など公共施設の照明の一定の配慮により、特徴的な格子状街路や直線的な道路をより際立たせることができると考えられる。

◇大倉山からの夜景



◇テレビ塔からの夜景



(出典: 札幌観光写真ライブラリー)

考えられる 誘導の方向性

- ・ 暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行うことにより、夜間景観の魅力向上を図る
- ・ 阻害要因となる照明等の抑制を促すことにより、落ち着いた夜間景観の形成を図る
- ・ 街路灯の統一感など公共施設の照明の一定の配慮により、特徴的な格子状街路や直線的な道路をより際立たせるよう誘導を図る

4 夜間景観について

誘導の方向性の検討

・特徴と誘導の方向性

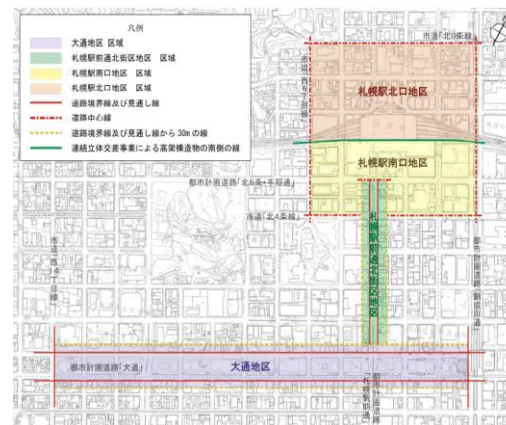
■見通し(ビスタ)夜景

◆特徴

- ・ 格子状街路の直線的な道路により、見通しが良く奥行きのある景観となっている
- ・ 格子状街路は均質で単調な街並み景観になりがち
- ・ 大通、駅前通、北三条広場などは、都心部の主要な見通し夜景となっている

→ 都心部、特に景観計画重点区域について、アイストップとなる街区の角、ランドマークとなる建築物を際立たせ、低層部の照明に連続性を持たせることで、通りとしての一体感、魅力向上を図るとともに、歩いて楽しい夜間景観の形成に繋がると考えられる。

◇景観計画重点区域



◇建築物低層部の照明(例)



考えられる
誘導の方向性

- ・ 都心部の夜間景観を際立たせ、歩いて楽しい夜間景観の形成を図る
- ・ アイストップとなる街区の角、ランドマークとなる建築物の照明計画の工夫、ライトアップの推進
- ・ 建築物低層部のショーウィンドウ、内部照明等の色温度を低くし(暖かみのある光)、連続性を持たせるよう誘導を図る

※ 特色のあるエリアは場所の特性に応じた照明の演出を行う

例:すすきのエリア…都市観光の魅力の充実、歓楽街としての魅力の向上

4 夜間景観について

誘導の方向性の検討

・ 特徴と誘導の方向性

■ イベント夜景

◆ 特徴

- ・ 四季の変化が明瞭であることが札幌の特徴であり、同じ場所でも季節により異なる表情が楽しめる
 - ・ 雪と照明の相乗効果が期待できる(雪面に反射する照明の効果)
- 四季の変化に応じたイベントやライトアップを行うことにより、札幌の特徴を印象付ける夜間景観の演出が期待できる。
- ▶ 春の季節夜景: 新緑のライトアップ
 - ▶ 夏の季節夜景: 屋外イベントのライトアップ
 - ▶ 秋の季節夜景: 紅葉のライトアップ
 - ▶ 冬の季節夜景: 雪を利用したライトアップ など
- 地域の特性に着目したイベントやライトアップを行うことにより、地域の魅力を強化する夜間景観の演出が期待できる。

◇札幌市北3条広場のライトアップ(冬/秋)



(出典:札幌観光写真ライブラリー)



(出典:札幌観光写真ライブラリー)

◇定山溪温泉雪灯路(ゆきとうろ)



(出典:札幌観光写真ライブラリー)

考えられる
誘導の方向性

- ・ 四季の変化に応じた夜間景観の演出の推進
- ・ 地域の特性に着目したイベントやライトアップの推進

4 夜間景観について

誘導の方向性の検討

・ 施策の方向性

想定される施策は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

誘導の方向性

- ・ 暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行うことにより、夜間景観の魅力向上を図る
- ・ 阻害要因となる照明等の抑制を促すことにより、落ち着いた夜間景観の形成を図る
- ・ 街路灯の統一感など公共施設の照明の一定の配慮により、特徴的な格子状街路や直線的な道路をより際立たせるよう誘導を図る
- ・ 都心部の夜間景観を際立たせ、歩いて楽しい夜間景観の形成を図る
- ・ アイストップとなる街区の角、ランドマークとなる建築物の照明計画の工夫、ライトアップの推進
- ・ 建築物低層部のショーウィンドウ、内部照明等の色温度を低くし(暖かみのある光)、連続性を持たせるよう誘導を図る
- ・ 四季の変化に応じた夜間景観の演出の推進
- ・ 地域の特性に着目したイベントやライトアップの推進

想定される施策

景観配慮・創出の誘導

景観形成基準による誘導

全市基準の場所の特性に応じた照明による演出を行うこと等の基準に、阻害要因となる照明の抑制についての内容を追加する。

ゾーン基準(都心)に建築物の形態、照明計画についての内容を盛り込む。

(基準を補完)

都心部を中心とした創出の考え方などを示す、夜間景観ガイドラインの策定を検討。(R8以降)

公共施設

：公共施設用のガイドラインで誘導を図る。(R7以降改定を検討)

普及啓発

活用促進景観資源への登録

「景観の種」の取組のなかで夜間景観を募集し、活用促進景観資源として登録する。

夜間景観の広報

活用促進景観資源として登録された夜間景観をHP等で周知する。

イベント支援

イベントやライトアップ等の支援をおこなう。

5 屋外広告物について

改定計画で改めて整理する事項について

※第1回審議会で提示

<課 題>

- 広告物のデザインコントロールに向けた手法の整理が必要
- デジタルサイネージの誘導について整理が必要

<検討の方向>

- デザインコントロールの方向性や手法の検討

5 屋外広告物について

現行計画の屋外広告物に関する記載

・景観法の記載

景観法第8条(景観計画)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

▶ 「屋外広告物条例の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」は必要に応じ景観計画に定めることとされている。

・札幌市景観計画(H29)の記載

<第5章> 良好な景観の形成に向けた取組

(4)取組を支える制度と運用の考え方

④ 屋外広告物に関する事項(景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」)

景観計画区域内の屋外広告物については、「札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号)(以下「広告物条例」という。)」において、良好な景観もしくは風致を害すおそれのないよう必要な規制を行うものとします。

そのうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、広告物条例において、下記ア、イにより、必要な規制を行うものとします。

ア 広告物活用地区(すすきの地区)

イ 景観保全型広告整備地区(札幌駅南口地区、札幌駅北口地区、札幌駅前通北街区地区)※大通地区はR6.2指定

▶ 屋外広告物については、屋外広告物条例に基づき、必要な規制を行う。

5 屋外広告物について

現行の取り扱い

・ 現行の制度

		屋外広告物条例(許可)	景観条例(届出)
景観計画区域 (全市)		〈屋外広告物の掲出許可が必要〉 ・ 数量規制(大きさなど)	〈屋外広告物は届出の対象外〉 ・ <u>建築物の届出・協議の中で誘導</u>
(広告物活用地区) 【すすきの地区】		〈屋外広告物の掲出許可が必要〉 ・ 大きさ・高さの規制なし	
景観計画重点区域 (景観保全型広告整備地区) ※一部重複しない区域あり	大通地区	〈屋外広告物の掲出許可が必要〉 ● <u>屋外広告物の許可申請書類に「景観重点区域内行為審査結果通知書」を含む</u> ・ 数量・形状規制 ・ サイネージ不可 ・ 種類の規制(第3者広告是不可)	〈屋外広告物は届出不要〉 ※届出対象だが、屋外広告物の許可申請を届出とみなす ● <u>任意の届出を受ける</u> ・ 色彩制限 ・ 屋外広告物に該当しない部分などは、建築物の届出・協議の中で誘導
	大通地区以外	〈屋外広告物の掲出許可が必要〉 ・ 数量・形状規制 ・ 種類の規制(第3者広告是不可)	〈屋外広告物は届出不要〉 ※届出対象だが、屋外広告物の許可申請を届出とみなす ・ <u>建築物の届出・協議の中で誘導</u>

※札幌市景観条例第2条(3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
⇒窓面の内側から掲出する広告物は、景観条例上の広告物(届出の対象)に該当しない。

5 屋外広告物について

現行の取り扱い

・景観計画区域(全市)の基準

		許可基準(屋外広告物条例) ※一部抜粋			景観形成基準(景観条例)
		第1種地域 (第3種地域を除く市街化区域の地域)	第2種地域 (市街化区域以外の地域)	第3種地域 (市内の支笏洞爺国立公園の区域内にある市街化区域)	景観計画区域(札幌市全域)
共通		都市景観と自然美に調和し、その面積、色彩、形状、意匠等が周囲の環境を損なわないこと/広告物を表示する建物又は物件と不調和でないこと/照明を伴うものは昼間も良好な景観又は風致を害しないこと/蛍光や発光を伴う塗料、材料を原則として使用しないこと/ネオンサインを使用するものは、点滅速度が緩やかなこと/構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないこと			広告物は届出対象ではないため、建築物の届出・協議の中で誘導 <配慮事項> 広告物や案内表示などに配慮する <基本的視点> ・掲出の方法 ・色彩や照明 ・集合化 <誘導基準> 建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
屋上広告物	高さ	地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、20m以下	地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの2分の1以下で、かつ、10m以下	地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5m以下	
	表示面積	1基当たりの合計:300㎡以下 1面当たり:100㎡以下	1基当たりの合計:75㎡以下 1面当たり:25㎡以下	1基当たりの合計:75㎡以下 1面当たり:25㎡以下	
	その他		自家用広告物であること	・自家用広告物であること ・表示面の縦の長さが横の長さを超えないこと	
壁面広告物	表示面積	1壁面における合計:その壁面の面積の3分の1以下で、かつ、50㎡以下	1壁面における合計:その壁面の面積の3分の1以下で、かつ、30㎡以下	1壁面における合計:その壁面の面積の3分の1以下で、かつ、25㎡以下	
	出幅	取付壁面からの出幅:1m以下	取付壁面からの出幅:0.5m以下	取付壁面からの出幅:0.5m以下	
	その他	取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しない	自家用広告物又は案内誘導広告物である (案内誘導広告物は、表示面積が1基当たり3.5㎡以下)	自家用広告物である	
広告物 突出	表示面積	1基当たりの合計:40㎡以下 1面当たり:20㎡以下	1基当たりの合計:20㎡以下 1面当たり:10㎡以下	1基当たりの合計:10㎡以下 1面当たり:5㎡以下	
	その他		自家用広告物であること	自家用広告物であること	
地上広告物	高さ	地上20m以下	自家用広告物:地上10m以下 案内誘導広告物:地上6m以下	自家用広告物にあっては地上20m以下、案内誘導広告物にあっては地上10m以下	
	表示面積	1基当たりの合計:150㎡以下 1面当たり:75㎡以下	1基当たりの合計:自家用広告物は60㎡以下、案内誘導広告物は7㎡以下 1面当たり:自家用広告物は30㎡以下、案内誘導広告物は3.5㎡以下	1基当たりの合計:自家用広告物は30㎡以下、案内誘導広告物は10㎡以下 1面当たり:自家用広告物は15㎡以下、案内誘導広告物は5㎡以下	
	その他		自家用広告物であること	自家用広告物であること	

5 屋外広告物について

現行の取り扱い

・景観計画重点区域(景観保全型広告整備地区)の基準【大通地区】

	許可基準(屋外広告物条例)	景観形成基準(景観条例)
	大通地区	大通地区
共通	・都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること ・面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること ・構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること ・デジタルサイネージを使用しないものであること(大通地区のみ) ・道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること ・そのデザインについて、景観行政団体の長と協議を経たものであること(大通地区のみ)	・原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する ・発光を伴うものは、<u>動光等の変化をしないもの</u>とする ・色彩は、<u>多色やけげばしいものを使用しない</u>
屋上 広告物	認めない	・原則として、建築物1棟につき1か所とする ・建築物と比べて極端に大きくなならないよう、建築物との調和に十分配慮する
壁面 広告物	・自家用広告物のみ ・中層部・高層部の壁面には表示又は設置しない※建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 ・中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字により表示する ・1壁面における合計表示面積がその壁面の見付面積の4分の1以下で、かつ、25㎡以下であること ・同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しない ※建物若しくは施設の名称又は案内誘導広告物を除く ・広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えない ・窓面に表示しない ・取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しない ・臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1建物につき、1箇所とする	・必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする ・<u>窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない(※)</u> (※)広告物の届出対象ではないため、建築物の届出・協議の中で誘導
突出 広告物	・自家用広告物又は案内誘導広告物であること ・中層部以上の高さに設置しない ・2基以上設置する場合は、統一したデザインである ・1基当たりの合計表示面積が10㎡以下、1面当たりの表示面積が5㎡以下 ・取付壁面からの出幅は1m以下	・敷地内にまとめて共同表示するよう努める ・文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める
地上 広告物	自家用広告物又は案内誘導広告物である/2基(以上)設置する場合は、統一したデザインである/1建築物につき、2基以内とする/建築物の低層部を超えない/1基当たりの合計表示面積が30㎡以下で、1面当たりの表示面積が15㎡以下であること	—

低層:1~3階
中層:4~7階
高層:中層越え

5 屋外広告物について

現行の取り扱い

・景観計画重点区域(景観保全型広告整備地区)の基準【大通地区以外】

許可基準(屋外広告物条例) ※一部抜粋				景観形成基準(景観条例)		
札幌駅南口地区		札幌駅北口地区	札幌駅前通北街区地区	大通地区以外の景観計画重点区域		
第1区域	第2区域					
共通	・都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること ・面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること ・構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること ・道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること			建築物の届出・協議の中で誘導		
屋上 広告物	認めない	自家用広告物であること/設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しない/ 広告物等の形状が塔状のものでないこと/立方体、直方体、多角柱及び円柱等 立体構造の広告物等を屋上の一部に単独で設置しない				
壁面 広告物	・自家用広告物 又は案内誘導広 告物である	・自家用広告物又は案内誘導広告物であること ※短期、臨時的(概ね15日)に掲出される広告物については、この限りでない			札幌駅南口地区 ・窓等のガラス面には、 <u>広告物等を掲出しない</u> (ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く)(※1)	
	・中層部・高層部の壁面には表示又は設置しない※建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 ・中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字により表示する ・1壁面における合計表示面積がその壁面の見付面積の3分の1以下で、かつ、50㎡以下であること ・同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しない ※建物若しくは施設の名称又は案内誘導広告物を除く ・広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えない ・取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しない ・臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1建物につき、1箇所とする					
	窓又は開口部をふさがない			窓面に表示しない		窓又は開口部をふさがない
	自家用広告物又は案内誘導広告物であること/中層部以上の高さに設置し ない/2基以上設置する場合は、統一したデザインである					
突出 広告物	・1基当たりの合計 表示面積が10㎡以下で、1面当たりの 表示面積が5㎡以下 ・取付壁面からの出 幅は1m以下	・1基当たりの合計表示面積が20㎡以下で、 1面当たりの表示面積が10㎡以下 ・取付壁面からの出幅は1.2m以下			札幌駅北口地区 ・窓等のガラス面には、 <u>広告物を掲出しない</u> (※1)	
	低層:1～3階 中層:4～7階 高層:中層越え ※地区により異なる					
地上 広告物	自家用広告物又は案内誘導広告物であること/2基(以上)設置する場合は、統一したデザインであること/1建築物 につき、2基以内とする/1基当たりの合計表示面積が30㎡以下で、1面当たりの表示面積が15㎡以下であること			札幌駅前通北街区地区 ・広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出 方法に配慮する(※2) ・ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高 いデザインとするように配慮する(※1) ・窓等のガラス面の内部には <u>広告物を掲出しない</u> (※1)		
	建築物の低層部を超えないもの					地上12m以下
建築物の低層部を超えないもの			建築物の低層部を超えないもの			

(※1)広告物の届出対象ではない	
(※2)屋外広告物許可申請を届出とみなす	

5 屋外広告物について

※写真は景観審議会委員限り

屋外広告物に関する課題整理

課題①

全市的に目立つことに主眼を置いたもの・主張が強いものが増加しており、意図を尊重しつつ、配慮を求めていくことが望まれる。

写真1

写真2

写真3

高彩度色の組み合わせや連続した設置、壁面塗装との組み合わせなどにより、周囲から突出している印象を受けるおそれがあると考えられる。
文字や多色の表現は、場合により雑然とした印象となる可能性があると考えられる。

屋外広告物条例で総量規制されており、一定の制限のもと掲出がされている。また、表現の自由もあることから、その内容については、社会通念上認められる範囲で尊重されなければならないと考えられる。一方で、良好な景観の形成という観点からは、調和を乱さないための配慮はあった方がよいことから、配慮事項などについて発信していく必要がある。

5 屋外広告物について

※写真は景観審議会委員限り

屋外広告物に関する課題整理

課題② 窓の内側から表示されるものが増えており、配慮を求めていることが必要（景観計画重点区域）

写真1

写真2

写真3

窓面の内側から掲出される広告は屋外広告物の対象外であり、景観条例上も建築物の届出・協議時に、窓面への貼り付けをしないよう誘導を行っているが、ガラス面から少し離して表示するものが増えてきている。今後ガラスカーテンウォールの外壁の建物が増えていく可能性もあることから、配慮事例の提示など協議の拠り所となる考え方を整理・周知していく必要がある。

5 屋外広告物について

※写真は景観審議会委員限り

屋外広告物に関する課題整理

課題③

新たな表示方法への対応として、デジタルサイネージの点滅時間や明るさなどの扱い・誘導の方向性を定めることが必要

写真1

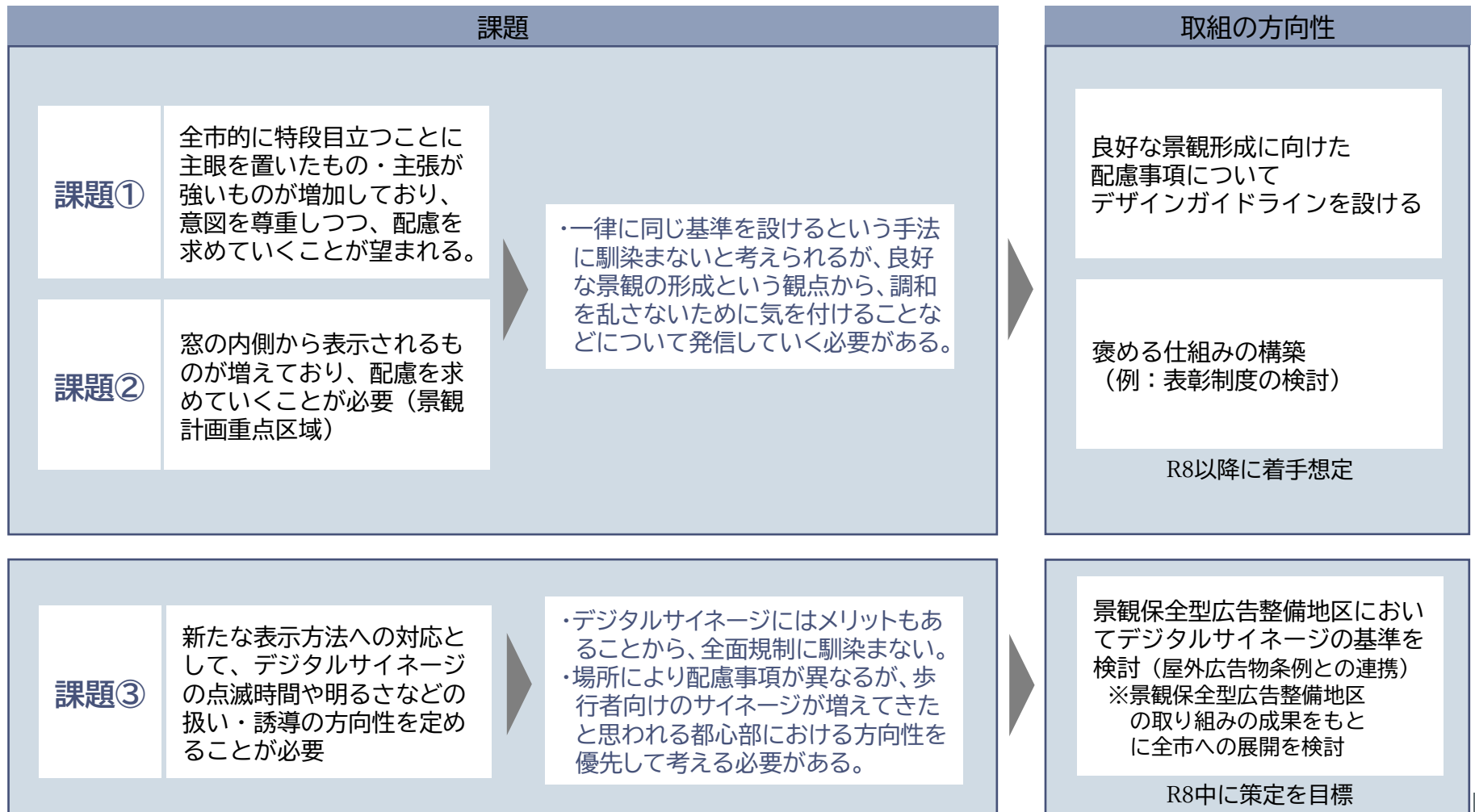
写真1

写真1

デジタルサイネージは小面積で多くの情報提供が可能、情報の入れ替えが容易、賑わいに貢献するなどの利点もある。一方で、動きがあることなどから内照式の広告よりも目を引く傾向にあり、設置場所によって配慮すべき内容が変わることが考えられるため、それぞれの場所の特性に合わせた扱い・誘導の方向性を考える必要がある。特に、歩行者向けのサイネージが増えてきたと思われる都心部の考え方を検討する必要がある。

5 屋外広告物について

屋外広告物についての取組の方向性(案)



5 屋外広告物について

屋外広告物についての取組の方向性(案)

・ 全市・都心部:良好な景観形成に向けた配慮事項についてデザインガイドラインを設ける

- ✓ 色彩などの広告物のデザインに関する本市の考えを記載する。
- ✓ 重点区域の判断基準や考え方を示し、建築物新築時の協議等で活用する。
- ✓ 「窓面広告物」等に関する考え方を記載し、基準の対象となる範囲の目安を示す。
- ✓ 良い事例をまとめ、協議の参考とする。

<期待できる効果など>

- ◇ 広告主などをはじめとした市民の意識向上が期待できる。
- ◇ 届出対象外のエリアについても、本市の考え方を示すことが可能
- ◇ ある程度幅を持たせた考え方の提示(数値に寄らない表現)が可能
- ◇ 景観形成基準と比較して、状況の変化に応じた変更が容易

他都市事例：熊本市

熊本市屋外広告物ガイドライン(R4策定)

- ・ ガイドラインの位置づけ
 - ✓ 景観計画の基本方針で言及されている屋外広告物の考え方を示すもの。
 - ✓ 屋外広告物条例を解説した「屋外広告物のてびき」と連携して活用
- ・ ガイドラインの対象
 - ✓ 対象者は、屋外広告物に関わる広告主、広告業者・デザイナー、建築業者・設計者、土地建物所有者、市民とする。
 - ✓ 屋外広告物法第2条で定められた屋外広告物を中心に、窓内広告物など一部法が適用されない広告物についても対象範囲とする。



4. 情報 (人物)



人物の写真を使ったものよりも、マークやイラスト等の表示が評価されています。

◀ 市民アンケートにて、テーマごとに良いと思う広告を選択してもらった結果を記載。
(熊本市屋外広告物ガイドラインp47)

5 屋外広告物について

屋外広告物についての取組の方向性(案)

・ 全市:褒める仕組みの構築(例:表彰制度の検討)

- ✓ 屋外広告物を対象とした表彰制度等を実施する。



<期待できる効果など>

- ◇ 規制ではなく、良いものを評価することにより、デザイン性の向上が期待できる。

他都市事例：福岡市

福岡市都市景観賞FUKUOKA URBAN BEAUTIFICATION AWARD(1987年～)

- ・ 目的
 - ✓ 市民の皆様からの推薦・応募をもとに、福岡のまちの魅力を創り出しているランドスケープ・建築・広告・活動を表彰することにより、広く市民の皆様へ景観に対する意識を高めてもらうこと
- ・ 部門
 - ✓ ランドスケープ部門(まちなみ、公園、身近な広場・緑、道路、橋など)
 - ✓ 建築部門(住宅、店舗、ホテル、学校、病院など)
 - ✓ 広告文化部門(看板、車両のラッピング広告、モニュメントなど)
 - ✓ 活動部門(祭り、行事、地域でのまちづくり活動など)
- ・ 受賞作品を紹介する取り組み
 - ✓ まちなみ写真コンテスト、景観ガイドツアー
 - ✓ 公式サイトの運営、SNSの活用
 - ✓ 記念誌の発行 など



5 屋外広告物について

屋外広告物についての取組の方向性(案)

・ 都心部: デジタルサイネージの基準を設ける (屋外広告物条例と連携)

- ✓ 点滅時間や輝度、速度の目安などを設定する。

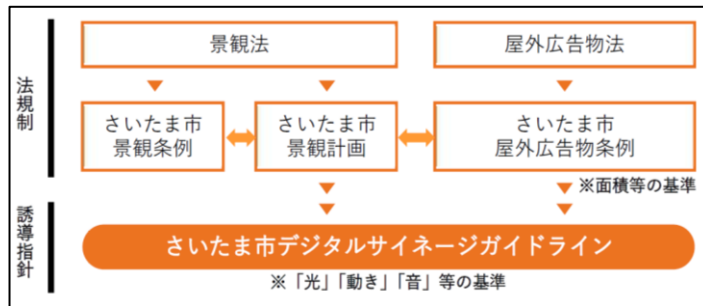


<期待できる効果など>

- ◇ メリットを生かしつつ、景観への影響を減少することが可能

他都市事例：さいたま市 さいたま市デジタルサイネージガイドライン(R2.2策定、R6.3改定)

・ ガイドラインの位置づけ



・ ガイドラインの対象

- ✓ 「ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称」を指し、電光掲示板も含むこととする。
- ✓ 場所が屋内・屋外に関わらず、屋外に向けて表示しているデジタルサイネージを対象とする。
- ✓ プロジェクションマッピングについても、常設展示をする場合は対象とする。

・ 市内全域共通のルール

- ✓ 明るさ(輝度)を抑え、反射・映り込み防止フィルム等を活用し、色彩に配慮する(派手な高彩度色、地色の白は控える)。
- ✓ 過度な点滅や激しい動きは避け、画面はゆっくりと切り替え、動画はゆっくりとした表現にする。
- ✓ 原則として、音は出さない。
- ✓ 突出し広告など、通りの進行方向に正対する広告物になるべく避ける。
- ✓ 信号交差点付近の設置は避け、色や音に配慮する。



6 色について

改定計画で改めて整理する事項について ※第1回審議会で提示

<課 題>

- 色名を付けることによる普及啓発の効果は高いと考えられるが、建築物の外観等の誘導基準と考えた場合、建築現場で広く使用される日本塗装工業会色見本と対応していないことから、事業者等に理解してもらいにくい。
- 建築物の外壁色として一般的ではない比較的鮮やかな緑系や青系の色が、大面積で使用できるようになっている。

<検討の方向>

■景観色70色は生かしつつ、
運用指針の再整理と
活用方法の検討

薄桜	雪灯 ゆきあかり	乳白 ミルクスノー	鈴蘭	陽光白	氷白	氷柱 つらら	雪花 ゆき	水晶山 すいしょう	新雪
綿毛	百合が原	白樺	路の臺	氷雨	雪まつり	雪虫	リラ霞	凍白	霧氷
白茶	雪消水 ゆきどけず	札幌玉葱	キャベツ	創成柳	樹氷	雪影	ライラック	薄氷	銀鱗
カエ・オレ	ページュ	薄	中の島	緑 きぬぎし	山鳴らし	蝦夷延胡索	藤野	札幌軟石	吹雪 ふりふり
ミドリ金時	蝦夷栗鼠	馬鈴薯	羊ヶ丘	モエレ沼	オーロラ	パンダー	雁金草	郭公	蝦夷泉
ベチカ	蝦夷鹿	ピア茶	藻岩山	三角山	ポプラ	豊平川	小豆	石切山	開拓使
煉瓦	生チョコ	団栗	熊笹	芸術の森	蝦夷松	藍の里	蝦夷紫	月無夜 つきなし	墨鳥 すみどり

6 色彩について

現行計画の色彩に関する記載

<第1章> 目的と位置付け

1-3 計画の前提 (1) 景観のとらえ方

【時間的要因】四季の変化が鮮明な札幌では、季節によって鮮やかに色彩が変化します。夏は緑、冬は白という2つの色が背景色となりますが、早春や晩秋など色彩の乏しい時期もあります。また、朝や日中、夜間など、時間帯によっても見え方は異なります。

<別表1> 景観形成基準(景観計画区域)

建築物「地域特性に配慮した色彩を考える」

外壁等の色彩/アクセントとなる色彩：

外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、別表3「色彩景観基準」による。

「広告物や案内表示などに配慮する」

掲出の方法/色彩や照明/集合化：

建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化する場合のものや華美なものは原則として使用しない。

工作物：橋りょう・高架橋等「地域性に配慮する」

ランドマークへの見通し/形態・色彩：

山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

工作物：鉄塔・煙突等「地域性に配慮する」

調和する色彩：

周辺景観への強い影響を抑えるために、背景となる自然環境や街並みと調和する色彩を用いる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

「付帯物に配慮する」

柵などの修景：

周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

工作物：擁壁等「付帯物に配慮する」

柵などの修景：

柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

工作物：太陽光発電施設「付帯物に配慮する」

柵などの修景：

柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

6 色彩について

現行計画の色彩に関する記載

<別表2-3> 景観形成基準 (大通地区景観計画重点区域)

建築物

外壁の色彩：

- ・ 公園や周辺の建築物等との調和を図る。
- ・ あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。
- ・ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。

屋外広告物

共通：

- ・ 原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。
- ・ 発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。
- ・ 色彩は、多色やけけばしいものを使用しない。

壁面広告物：

- ・ 必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。
- ・ 窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。

突出広告物：

- ・ 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。
- ・ 文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。

<別表2-4> 景観形成基準(札幌駅南口地区景観計画重点区域)

建築物等

外壁の色彩・材質：

- ・ 外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。
- ・ 外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。
- ・ 外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。
- ・ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。

仮設物等：

- ・ 仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。
- ・ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。

<別表2-5> 景観形成基準(札幌駅北口地区景観計画重点区域)

建築物等

外壁の色彩・材質：

- ・ 外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。
- ・ 外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。
- ・ 外壁の材質は、周囲の質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。
- ・ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。

仮設物等：

- ・ 工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。
- ・ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。

<別表2-6> 景観形成基準(札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域)

1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み

1-2: 落ち着いた色彩計画により、周囲との調和に配慮する

【建築物等の整備の指針】(略)こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。

景観形成基準：建築物等は、別表3「色彩景観基準」(4)札幌の景観色70色と、その近似色(限界色票参照)とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。

6 色彩について

現行計画の色彩に関する記載

<別表3> 色彩景観基準

- (1)建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』(マンセル値を参考)とその近似色とする。ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。
- (2)計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。
- (3)色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行う。
 - ①計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する。
 - ②計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる。
 - ③計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする。
 - ④橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する。
 - ⑤鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる。
- (4) 札幌の景観色70色

<色彩景観基準運用指針(抜粋)>

計画建築物等の配色を考える

○建物のカラーコンビネーションテクニック

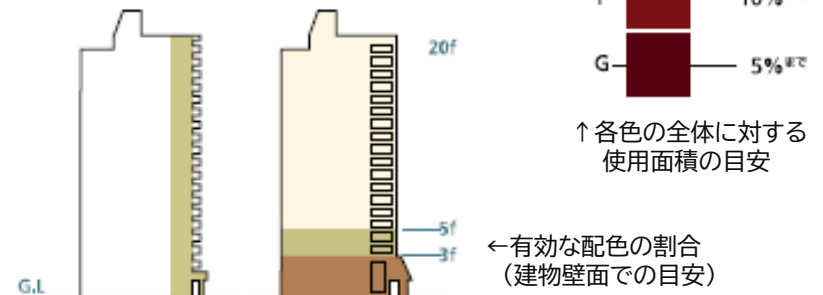
- ・ 建物の高層部の色は、高明度・低彩度にして圧迫感を軽減する。
- ・ アクセントカラーは、低層部(3階程度の高さ)までとする。
- ・ 縦方向のアクセントカラーは、建物側面積の20%程度とする。
- ・ 街並みの連続性に配慮する。

○橋梁、高架橋、擁壁などの構造物

- ・ 周りとの調和に配慮する。
- ・ 中明度・低彩度にする。
- ・ 無彩色の白に近づける。
- ・ 薄い色味を使用する。

○鉄塔、煙突などの構造物

- ・ 中明度の無彩色(グレー)を使い、周囲と同化させる。
- ・ 中間部・上部は無彩色の白に近づけるか、空の色と同化させて存在感を無くする。
- ・ 円筒形や四角錐等は無彩色に近い色を使い、周辺環境と同化させる。



6 色彩について

現行計画の色彩に関する記載

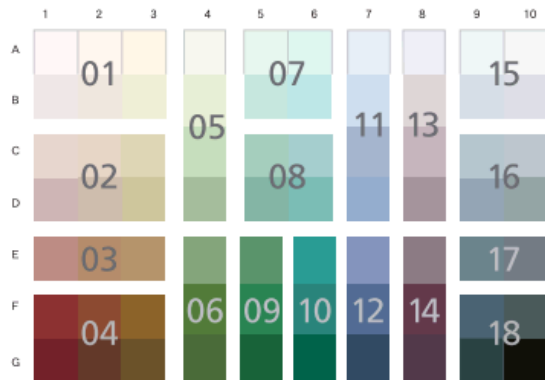
・札幌の景観色70色と限界色票

<札幌の景観色70色>

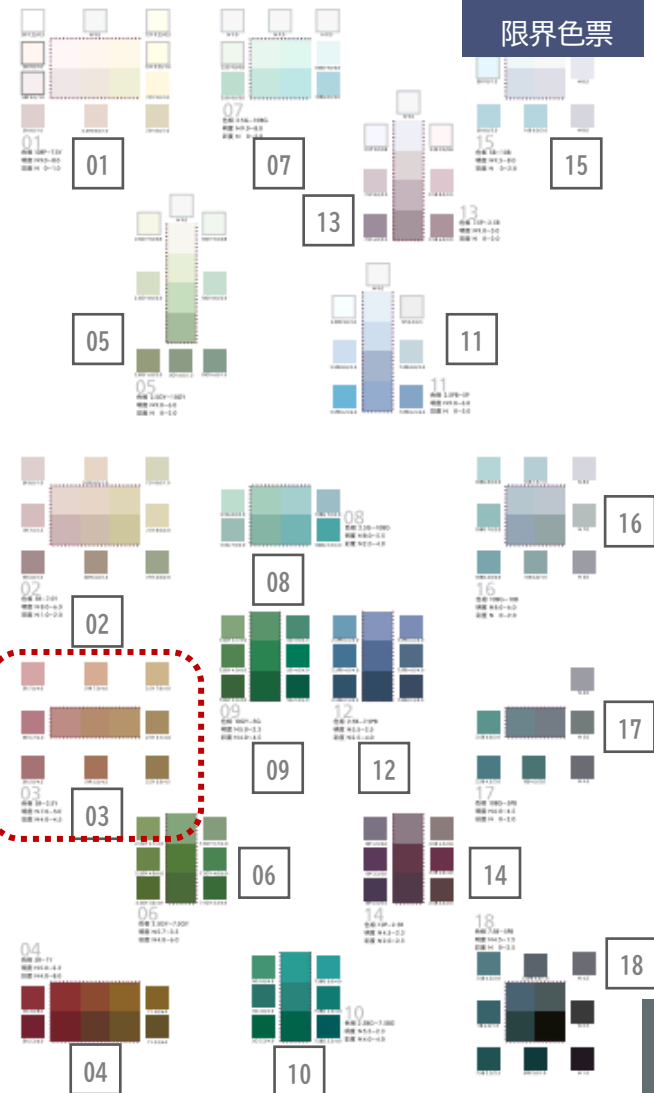
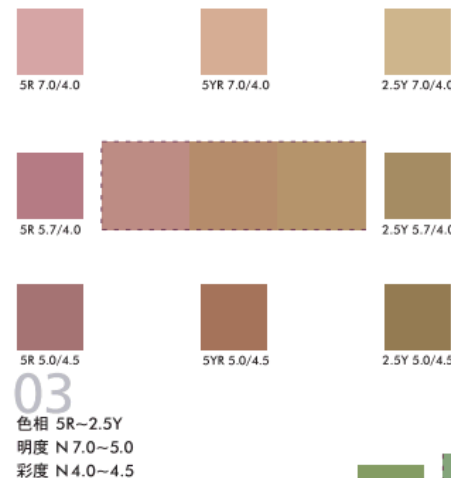
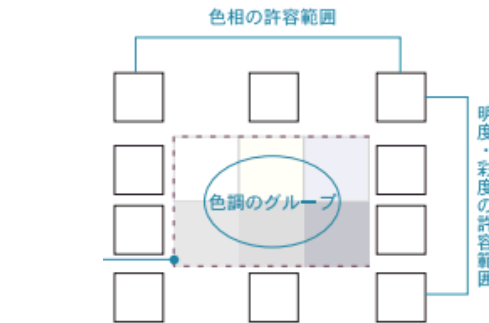
大規模建築物の色彩分析とイメージ調査などから、綺麗と思える色彩を選定し、札幌の風土をイメージするオリジナルの色名を付けたもの。

<限界色票>

札幌の景観色70色を色調により18のグループにわけて、グループごとに色相・明度・彩度の許容範囲の幅を表すもの。



↑70色とグループの対応表



6 色彩について

現行計画に基づく色彩誘導の特徴整理

- ・ 景観色70色及び限界色票の特色(他市の色彩基準との比較など)

<他都市との比較(仙台市)>

	札幌市(運用基準を含む)	仙台市(全市基準)
色相・明度	(青みに振れた) 特定の色とその近似色から使用割合の目安を色ごとに提示	色相・明度の制限なし
彩度		色相ごとに彩度を指定
アクセントカラー	特定の色の中から5～20%の範囲で割合の目安を示す	10%以内であれば、制限なし
無彩色	明度による使用割合の目安を示す	明度による制限なし
ゾーン別制限	なし	あり(①自然景観のゾーンと②市街地景観のゾーン)
部位別制限	高層部は高明度・低彩度とする	指定なし
その他	色名を付けて数字だけでなく視覚的確認を促した	—

<仙台市:全市基準>

表1 自然景観のゾーンにおける色彩基準
(山並み緑地、河川・海岸地、田園地ゾーン)

区分	色相	彩度
建築物	5R～5Y	4以下
	その他	2以下

表2 市街地景観のゾーンにおける色彩基準
(商業業務地、沿線市街地、郊外住宅地、流通業務地、行楽地ゾーン)

区分	色相	彩度
建築物	5R～5Y	6以下
	その他	2以下

※各壁面の面積の10%以下をアクセント色として使用する場合は、適用を除外する。

特徴

他市では色相ごとに使用可能な明度・彩度の範囲を定めていることが多い。
本市では「青みに振れた特定の色」の使用を促している。

6 色彩について

現行計画に基づく色彩誘導の特徴整理

- ・ 景観色70色を使った普及・啓発事例

<ベンチなど公共広場の設備への活用>

R5ミニ大通の地域の方によるまちづくり活動との連携事例
(ベンチを蝦夷栗鼠で塗装)



特徴

札幌らしい色名を付けることや、綺麗な色彩が親しまれており、景観を考えてもらうきっかけとして有効と考えられる。

<資料への活用>

令和6年第2回札幌市景観審議会 議事資料 3-01

3 景観構造・ゾーンについて

改定計画...する事項について ※第1回審議会で提示

<課題> 豊平川

・ 景観形成に取り組む市・事業者・市民などの関係者が、同じ方向性で取組を進めていくためには、一定の特性を持つまとまり(ゾーン)ごとに目指す姿を共有していくことが大切

・ そのためには、地形や自然など地域ごとの特徴を踏まえたゾーン別の誘導(必要に応じ都心部や地域交流拠点、住宅地などの土地の利用のされ方も考慮)の方向性を整理する必要がある。

<検討の方向>

■ ゾーン設定の検討と特徴の整理

- ・ ゾーンを構成する景観要素の組み合わせの検討
- ・ ゾーンの設定と特徴の整理

雪虫

■ 誘導の方向性の検討

- ・ ゾーンに応じた目指す方向性の整理
- ・ 方針への反映
- ・ 基準への反映や施策の検討

蝦夷延胡索

<民間での景観色70色活用事例>



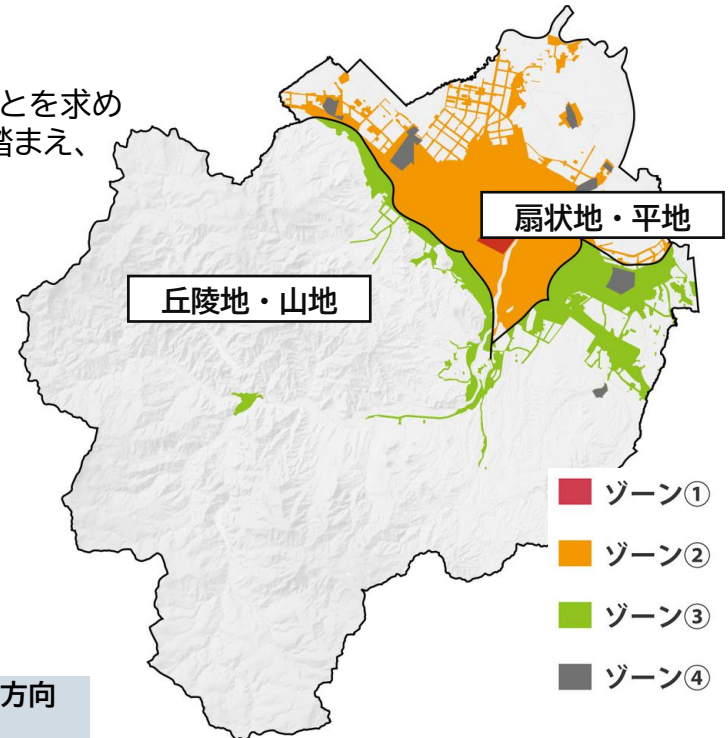
6 色彩について

今後の誘導の方向性の整理

- 再整理を行う事項

■全市一律の基準から、ゾーンの考えとの連動へ

現在も、運用基準(パンフレット)にて、計画地の特徴に応じた検討をすることを求めているが、基準そのものは全市一律であることから、今回のゾーン設定を踏まえ、ゾーンごとの基準についても整理



現行の運用基準
(パンフレット)の記載

地区の色を考える

○計画地が、建築物等の密集地である場合

- ・ 周辺に圧迫感を与えない。
- ・ 計画建物と比べて小さな建物の外壁の色よりは、高明度・低彩度とする。
- ・ 計画建物の向いている方角を考慮する。

○計画地が郊外である場合

- ・ 自然の緑に合わせる色としては、白に近くきわめて薄い色(高明度・低彩度)が有効に作用する。
- ・ その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる。

考えられるゾーン基準の方向 (建築物の場合)

- ゾーン① → 都心のもつ先進性やスタイリッシュさなどをデザインに求める、高層のオフィスビルが多い、などを踏まえた内容
- ゾーン② → 周辺に低層の建築物が多い、住宅と商業の混在、快適さや暖かさのイメージ、道路の灰色、農地、土などの周囲の色彩 を踏まえた内容
- ゾーン③ → 背景となる山地の木々の緑や幹(冬期)の色との調和を踏まえた内容(平地の郊外とは別に捉える)
- ゾーン④ → 横に大きくボリュームのある窓の少ない建築物が多いことを踏まえた内容

6 色彩について

今後の誘導の方向性の整理

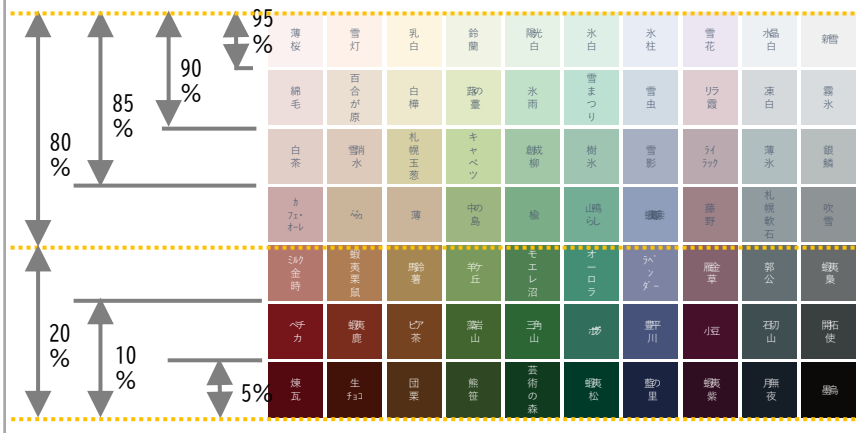
- 再整理を行う事項

■各色の使用割合①高彩度色の取り扱い

各色の全体に対する使用割合の目安を設けているが、比較的高彩度の色彩を大面積で使用できることから、使用割合の目安について、改めて整理する。また、近い色相かつ同じトーンでも20%以下しか使用できない色と80%程度使用できる色があることから、この機に整理する。

現行の運用基準

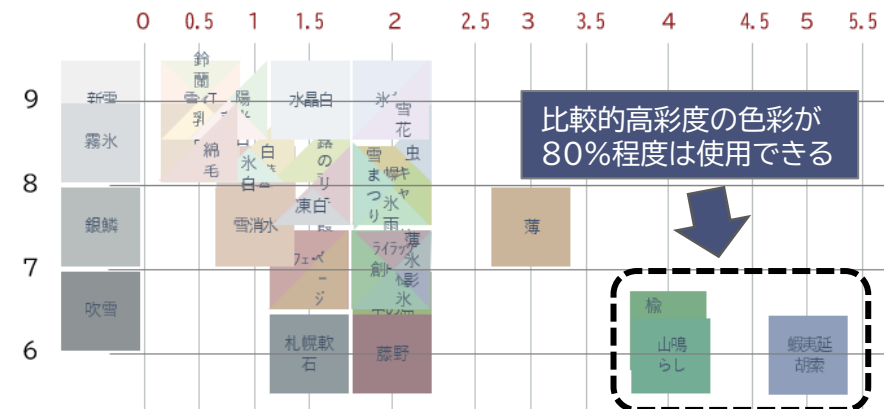
<各色の全体に対する使用面積の目安>



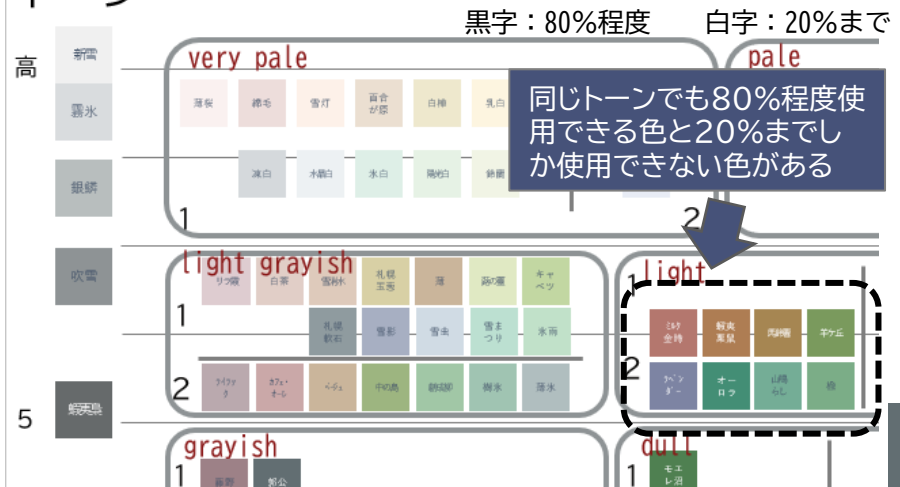
考えられる基準等の方向

色相、トーン等を踏まえ、より彩度を抑える方向に使用割合の目安を整理する。

明度×彩度



トーン



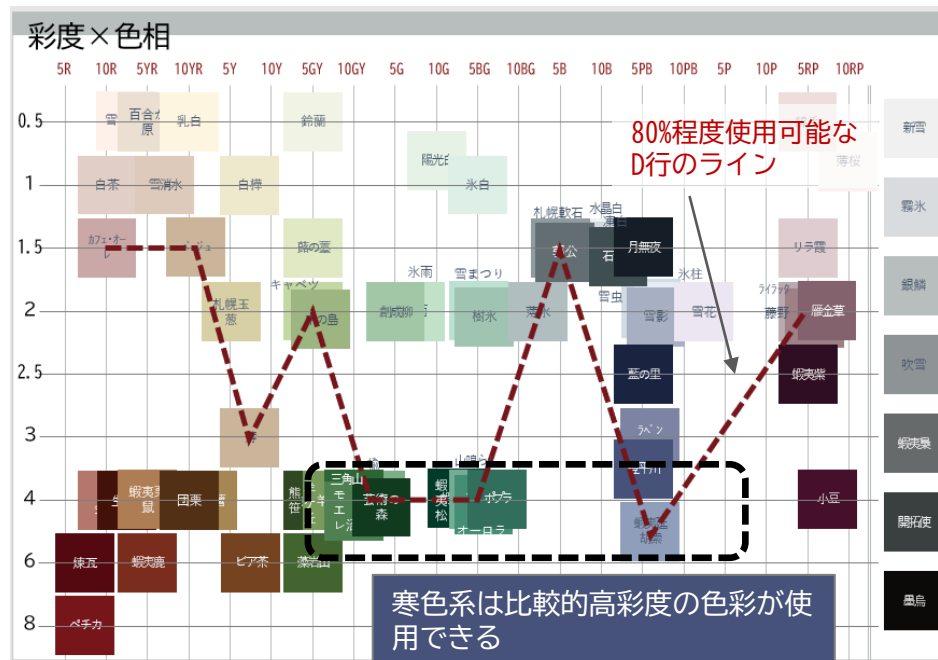
6 色彩について

今後の誘導の方向性の整理

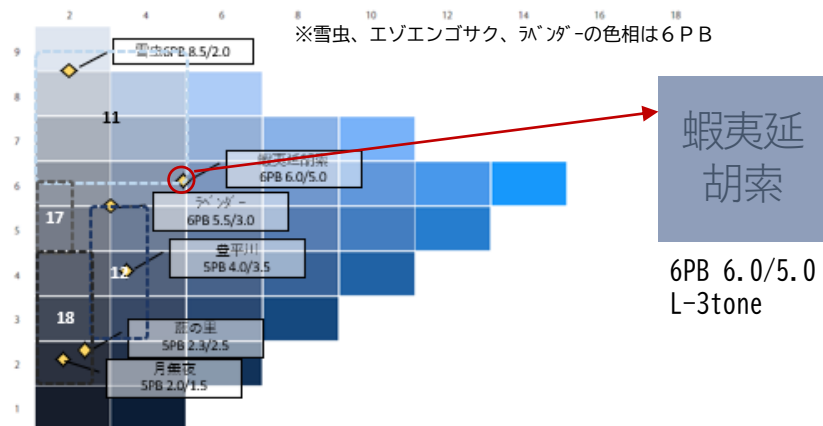
- 再整理を行う事項

■各色の使用割合②寒色系の取り扱い

各色の全体に対する使用割合の目安は、カラーチャートの行ごとに設定しており、建築物の外壁等の色彩として一般的ではないグリーン系やブルー系の色彩も大面積、あるいは一定割合の使用することができることから、ゾーン別の基準整理に合わせて、整理する。



5PB



本来は周囲との調和が前提だが、例えば、蝦夷延胡索を都心のオフィスビルの外壁に80%使用しても基準上はクリアする。

考えられる基準等の方向

使用箇所の限定など、より彩度を抑える方向に使用割合の目安を整理する。

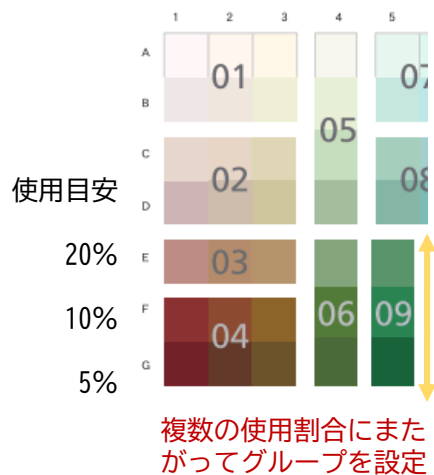
6 色彩について

今後の誘導の方向性の整理

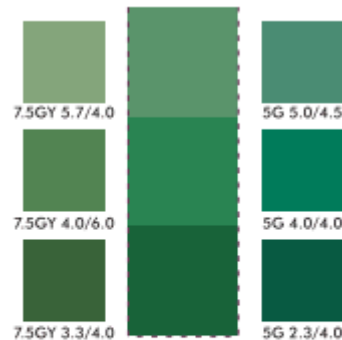
- 再整理を行う事項

■限界色の取り扱い

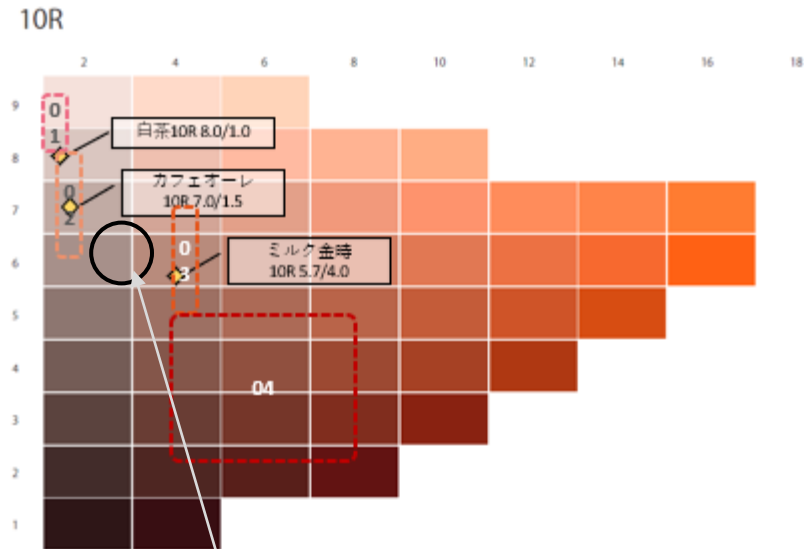
限界色について、複数の使用割合の目安にまたがって設定していることから、協議を円滑に進めるため、整理する。
また、限界色より落ち着いた色彩と考えられるが、基準から外れている色彩について、併せて取り扱いを整理する。



例えば、5G5.0/4.5と
5G2.3/4.0は
同じグループの限界色であるため、
これらの間の色彩について、20%
使用できるのか、5%までしか使用
できないのか、わかりにくい。



09
色相 10GY~5G
明度 N5.0~2.3
彩度 N4.0~4.5



考えられる基準等の方向

限界色またはその使用割合の考え方について、事業者等と行政が共通の理解のもと協議できる内容に整理する。

6 色彩について

今後の誘導の方向性の整理

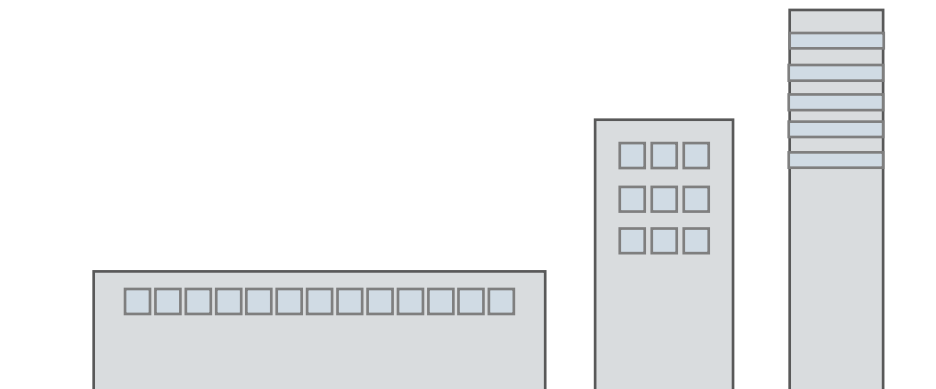
- 再整理を行う事項

■建築物等の形状に応じた基準の整理など

形状に応じたきめ細やかな誘導を図るため、背の高いオフィスビル、大規模再開発、横に大きな工場など、形状による色彩の配慮の違いについて、整理する。

また、ガラスカーテンウォールの採用や、自然素材を模した素材等への対応についても併せて整理する。

工作物についても、ゾーン別の検討とも併せ、形状等に応じた基準の細分化を検討する。



形状の違い

考えられる基準等の方向

外壁色などの使用割合の考え方について、ゾーンのほか、遠景中景近景の考え方も踏まえて整理する。特に、近景で圧迫感を感じやすい横に大きなボリュームの建築物については、使用の目安の変更や、アクセント色の活用などについても整理する。



場所による見え方の違い

6 色彩について

誘導の方向性の検討

・ 施策の方向性

色彩景観基準（景観色70色以外）、限界色票、運用指針（ガイドライン）を改正し、届出等による誘導に生かす。改定は改定計画の施行時より運用を開始できるスケジュールで検討する。景観色70色は、引き続き普及啓発に活用する。

色彩景観基準の及び運用指針の改正(R7)

色彩景観基準	・ 全市基準（考え方）：修正 ・ ゾーン別基準（考え方）：追加 ・ 景観色70色：変更せず
限界色票	グループ分けを整理し再構成
運用指針（ガイドライン）	ゾーン別、形状・種類別の具体的な色彩の考え方や配色割合の目安について、記載する。

反映する施策

景観配慮・創出の誘導

景観プレ・アドバイスによる誘導

景観プレ・アドバイスによる誘導において、アドバイスのよりどころとして活用。

景観形成基準による誘導

全市又はゾーン基準の一部とする。

普及啓発

広報素材としての活用

パンフレット等への積極的な活用や、PRなどを通して、景観に関する考え方を知ってもらうきっかけとする。